

「第5次四日市市障害者計画（素案）」についてのパブリックコメント結果について（報告）

1. 実施期間 令和5年12月25日（月）～ 令和6年1月24日（水）

2. 意見提出数 提出人数 4人
提出意見数 9件

3. 意見の内容と本市の考え方（ご意見は原文のまま掲載しております）

No.	該当箇所	関連頁	意見の内容	本市の考え方
1	II 基本的な考え方 2. 重点施策 III 基本的施策 7. 生活支援の充実	4, 48-50	<p>計画（素案）を読ませていただきました。たくさんの施策がわかりやすく書かれていてよかったです。</p> <p>できれば相談の充実もお願いしたいです。</p> <p>人生の途中で障害を持つことになった方はなかなか受け入れられないと思います。そのことで悩み苦しんでいる方がいらっしゃるのではないのでしょうか。</p> <p>また地域で安心して暮らすためには、不安になったときに相談できる場所があるとよいと思います。</p> <p>家族も不安、疲れやストレスがたまってきます。けれどもどこへ相談に行ったらよいか迷います。</p> <p>介護の場合は、在宅支援センターやケアマネさんがみえますが。</p> <p>みんなが自分らしく暮らせるよう相談の充実もよろしく願いいたします。</p>	<p>障害のある人やそのご家族の中には、様々な悩みや不安があり、辛い気持ちを抱えている人もいらっしゃるかと存じます。</p> <p>相談については、本市障害福祉課や、それぞれの障害特性に応じた専門的な相談窓口である委託相談支援事業所、相談支援専門員等で対応させていただいているほか、障害のある人自身やそのご家族によるピアサポートとして、市が委託する障害者相談員にご相談いただくことも可能です。</p> <p>また、障害のある人のみならず、高齢や生活困窮等に起因する複雑化・複合的な課題を抱える人の相談については、他分野との連携を図りながら相談体制の充実に努める必要があると認識しております。</p> <p>本計画では、基本理念を達成するための重点施策の一つとして、「障害のある人を総合的に支えることのできる支援体制づくり」を設定しており、引き続き、関係機関との連携を図りながら、相談支援の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、どこに相談したらよいかわからない場合は、まずは本市障害福祉課にご連絡いただきますようお願い致します。</p>

No.	該当箇所	関連頁	意見の内容	本市の考え方
2	III 基本的施策 1. 理解と交流の促進 6. 雇用・就労の促進	11-13, 42-47	就労、社会参画のための合理的配慮について ①市役所各部署で行なうアセスメントにおいて、障害者に対する合理的配慮を反映し、整合をとること ②事業者、市役所などで実施し、有効であった事項を公表し、共有するしくみを作る。	障害のある人に対する合理的配慮の提供が徹底されるよう、引き続き市役所内各部署への周知に努めてまいります。 なお、内閣府が、関係省庁、地方公共団体、障害者団体などから収集・整理した事例等を基に作成した「合理的配慮の提供等事例集」を公開しておりますので、ご参考にさせていただきますようお願い致します。
3	III 基本的施策 3. 教育の充実	30	社会参画の施策に関すること ・市が管轄する社会教育機関で、個別に行動計画を作り、生涯学習（活動）の機会を広げること。	障害のある人を含むすべての人にとって生涯学習や活動の場が充実するよう、関係部局と連携して取り組んでまいります。

No.	該当箇所	関連頁	意見の内容	本市の考え方
4	III 基本的施策 4. 生活環境の整備	36	<p>手話通訳者（士）の処遇の改善について</p> <p>現在、四日市市で活動されている手話通訳者は高齢化が進み、中には手話通訳者を辞退される方もいると聞いています。</p> <p>このまま推移すれば、四日市市の聴覚障害者に対する情報保障の体制は崩壊するのではと危惧されます。体制が崩壊することは障害者差別解消法にいう合理的配慮を欠くことになるのでは。情報保障体制が継続維持できる体制を整えるためには、手話通訳者の処遇の改善を図る必要があると考えられます。</p> <p>（１）設置通訳者の身分を正規職員化することについて</p> <p>なぜ、正規職員化できないのだろうか？他の府県では正規職員化が進められているのに、なぜ四日市市は出来ないのか？</p> <p>採用のルールがあるなら、改正すればいい。首長の英断で進めることは出来ないのか。ぜひ実現する方向で取り組んでもらいたい。</p> <p>（２）登録手話通訳者（会計年度任用職員：非常勤）の処遇改善について</p> <p>会計年度任用職員になって以降、処遇の改善は図られたのでしょうか。</p> <p>かつて、17年間も改善が行われず、登録手話通訳者が全員登録を辞めるとのことがあり、やっと処遇の見直しが行われた経緯があります。二度と同じ過ちを犯すべきではありません。</p> <p>毎年見直しは検討されているのでしょうか。</p> <p>会計年度任用職員となったことから、通訳者側から言い出しにくい環境になっていないのでしょうか。</p> <p>最低賃金は毎年見直しが図られています。</p> <p>ぜひ見直しを進めて下さい。そのことが、後継者づくりに大きく影響することにつながると思います。</p>	<p>本市の手話通訳者派遣事業が将来にわたって継続できるよう、引き続き手話通訳者の処遇等について検討してまいります。</p> <p>いただいたご提案は、貴重なご意見として承ります。</p>

No.	該当箇所	関連頁	意見の内容	本市の考え方
5	Ⅲ 基本的施策 4. 生活環境の整備	37	<p>(仮) 四日市市手話言語条例の策定について 本件については、やっと計画が緒についたか？との認識です。</p> <p>県内最大の自治体である四日市市が、国連等で手話が言語であることが認められ、国も2014年に「手話は言語である」とする障害者権利条約を批准して10年も経過しているのに、今の時点で手話言語条例の策定を障害者計画に入れるのは、遅きに失するのではと思います。</p> <p>どのような事情から、現在まで取り組まれなかったのでしょうか。</p> <p>すでに、国内の自治体では500を超える自治体が「手話言語条例」を制定し、啓発事業や施策に取り組んでいます。</p> <p>令和6年度内に制定されるよう切望します。</p>	<p>国においては、「手話言語」への理解や普及などを目的とした手話言語法案が令和元年6月に提出され、現在、継続的に審査されておりますが、それに先んじて都道府県や市町村の役割を定めた「手話言語条例」が、全国の地方自治体において制定が進められております。</p> <p>本市においても、障害者団体や手話通訳者、手話サークルの団体などから構成される「ろう者の生活と手話通訳事業を考える会」から、条例の制定を求める要望が出され、令和4年度より意見交換を行う中で条例制定に向け検討を行っております。</p>
6	Ⅲ 基本的施策 5. 防災・防犯体制の充実	41	<p>認知症患者について 認知症の方について、障害者計画においては、2) 防犯体制の充実としての防犯対策や消費者トラブル防止の項目の中で「認知症高齢者などへの見守りの推進」という形で述べられています。</p> <p>「認知症フレンド宣言」を出された背景のとおり、今後ますます認知症の方は増え続けるでしょう。</p> <p>認知症に関する計画、施策を「障害者計画」に取り入れることは出来ないのでしょうか。(認知症患者は障害者ではないからとされたらそれまでですが)</p> <p>認知症に関する施策は、患者本人はもとより、介護に関わる家族、隣近所、介護施設にも関わる大きな課題と考えます。</p>	<p>本計画では、認知機能に障害のある人や高次脳機能障害の人についても、「障害」の表現に含んで扱っております。</p> <p>なお、認知症に関する計画や施策は、第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画にて定めており、認知機能に障害のある人への支援について、引き続き担当課と連携しながら取り組んでまいります。</p>
7	Ⅲ 基本的施策 6. 雇用・就労の促進	42-45	<p>A型作業所に、いくら通っても、一搬就労に、いけない精神障害者がいる。</p> <p>一搬企業の従業員が、なかなか、精神障害者を、受け入れてくれない。</p>	<p>障害のある人の就労支援については、四日市障害者就業・生活支援センター(プラウ)にて、就職や職場適応などの就業面と生活面の両面の支援を一体的に行うとともに、就職後も定着に向けた継続的な支援を行っております。また、プラウ、四日市公共職業安定所、本市就労コーディネーターが連携し、障害のあ</p>

No.	該当箇所	関連頁	意見の内容	本市の考え方
				<p>る人の就労の可能性や雇用主側のニーズ等の聞き取りを行うため、事業所訪問を行っております。</p> <p>引き続き、障害のある人の就労に対する理解が進むよう啓発を行うとともに、一般就労の定着に向けて事業所支援を充実させるなど、支援を行ってまいります。</p>
8	V 計画の推進にあたって	95	<p>計画全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が関与して、レビューを行なうしくみを作る ・障害者（当事者）もレビューに加われるようにすること ・次期障害者計画素案公表時に、上のレビューの結果・内容を公開すること 	<p>本計画の進捗状況については、企業等雇用関係や社会福祉団体の代表者、そして障害者団体の代表者等が参画する四日市市障害者施策推進協議会において定期的に点検、評価を行い、毎年度の事業にその意見を反映させるよう努めております。</p> <p>本計画にかかる評価の方法や公表方法等については、今後検討してまいります。</p>
9	参考資料	99	<p>四日市市障害者施策推進協議会委員について</p> <p>当市はコンビナート企業、四日市港港湾事業、半導体事業業を抱える産業都市です。しかしながら、施策推進協議会委員の中に企業等雇用団体の代表は、四日市商工会議所のいいのみです。</p> <p>障害者問題について、理解、認識を深めて頂くためには事業者の代表を増やすべきだと思います。</p> <p>また、障害者の皆さんは地区の自治会の中で生活をされています。特に災害時には自治会役員の方々の支援が必須です。</p> <p>かかる観点から、施策推進協議会の委員に四日市自治会連合会の役員を委員として選任頂きたい。</p>	<p>四日市市障害者施策推進協議会の委員については、「四日市市障害者施策推進協議会要綱」において構成員を定め、障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとしています。</p> <p>企業等雇用関係団体の代表として四日市商工会議所から、また、社会福祉団体の代表者として、地域で身近な福祉の相談役である民生委員児童委員協議会連合会から、委員をご推薦いただいております。</p> <p>いただいたご提案は、今後、委員の構成を見直す際の参考意見として承ります。</p>